

昭和五六年(丙)第四二一〇号

原 告 株式会社早川書房

被 告 堀 晃 外一名

昭和五六年一二月一一日

右被告堀晃訴訟代理人

弁護士 佐々木 素二

同 松井 直彦

同 猪山 雄治

同 相原 英俊

東京地方裁判所

民事第二九部 御中

準 備 書 面 (二)

第一 第一回「日本SF大賞」受賞後の事実の経緯

一、昭和五六年一月一四日夜七時半頃、第一回「日本SF大賞」授賞の連絡が選考委員の方から入つた。

二、同月一九日、徳間書店から「太陽風交点」文庫化の打診（申込み）が公式的に堀晃にあり基本的に了承した。

三、堀晃が右了承した背景及び理由には次のようなことがあつた。

(+) 昭和五四年一二月四日（火）堀晃は今岡より「当社の単行本

はなかなか増刷にならない」ということ、又昭和五五年六月  
一六日（月）夕方今岡より電話があつた際、単行本「太陽風  
交点」の売行きについて話があり「大体売れてしまつたよう

だけれど、（増刷するかどうかを会議にかけてみたが）増刷  
ということにはならなかつた」といつた話を聞かされていた  
こと。

(2) 「日本S.P.大賞」受賞後、この一月一九日までの間早川書房  
からは「太陽風交点」文庫化について堀晃に対し何らの公式  
的、具体的な話もなかつたこと。

ちなみに昭和五六六年一月二八日夜大阪プラザで行なわれた「  
小松左京五〇才を祝う会」の会場及び同年二月五日の「日本  
S.P.大賞授賞パーティ」の会場で堀晃は今岡と顔を会わせ、  
雑談したが、「太陽風交点」文庫化の話は全く出なかつた。

(3) 「太陽風交点」(単行本)や「梅田地下オティセイ」(文庫

版）の発行予定日が、これまで何度も早川書房側の一方的  
事情により遅らされて来た経緯があり、堀晃は早川書房の出  
版姿勢に疑問を抱いていたこと。

四 早川書房の出版姿勢については堀晃は以前から他の著作者よ  
り次のような話を耳にしていた。即ち

(1) ある作品を単行本にしたいという話が他社から来たらめ、  
そのたびに早川書房に連絡した。

すると早川書房の返事はたいてい「近いうちに出版する」  
「今年中に出版する」という理由で、他社から出すのを見  
送つてほしいといわれ、他社に対して断わつたが、いつま  
でたつても出る気配がなく、こういうことが何回かくり返

されたあげく、結局出版まで三年以上遅れた。

(2) 「出版した文庫に誤植があり、増刷の時には直したいので連絡してほしい」と伝えていたにもかかわらず無視されており訂正されないままになつてゐる。

(3) 以前渡したはずの長篇の原稿が行方不明になり、何年間も返事がなかつた。その後、どこから出てきたいといふことで返却された。

こうした早川書房の詰は枚挙にいとまがないくらいであるが、著作者の今後の執筆活動にも影響を及ぼすことでもあるのでこの程度にとどめて置く。

更につけ加えるならば、堀晃は以前今岡より「S.F.の長篇の原

稿を平気でボツに出来た頃が懐しい」という話を聞かされてお  
るといつた事情を聞かされていた。

3. 以上のような背景のもとに、「日本SF大賞」に受賞した、この時期に徳間書店より文庫化の話が公式的にあり、早急に出版してくれそうであり、堀晃としてもこの時期に早急に「太陽風交点」の文庫版が店頭に並び読者の目にふれることを望んでいたので気持よく了承したのである。

4. 尚、堀晃はこの日徳間書店に対して、以前早川の細井氏との雑談の中で「太陽風交点」文庫版について話がチラツと出たことを念のため申し添えて置いた。

三、1. 同月二二日、堀晃は徳間書店から「太陽風交点」文庫化の話が  
来たことを、一応細井氏個人の耳に入れておいた方が良いと忠  
じ、昼間出張があつて電話連絡がとれないため、妻からその旨  
細井氏に電話させた。

2. 同日夜、朝日新聞大阪支社学芸部大上朝美記者がインタビュ  
ーに来たが、この際「書店を五・六軒さがしたが見当らず、書店  
から問い合わせてもらつたが在庫はないということだつた。受  
賞作は、図書館で雑誌をコピーして読んだ。」といつた話を聞  
かされた。

四、同月二三日、夜細井氏より堀晃に電話があつた。内容は左記のと  
おり。

「徳間から文庫を出されるということですか」（細井）

「あなたとの話の内容は徳間書店に伝えてあります。徳間書店の方から正式な話があると思いますが、急な話で混乱するといけないので個人的に連絡した訳です」（堀）

「契約書に印鑑は押されていりますか」（細井）

「まだ調印しておりません」（堀）

「私としては、徳間からこのような話がきていていること、作者として徳間文庫に入れることを希望していること、個人的に細井さんに迷惑がかかることを心配しているということで、早川書房に対する申入れという電話ではありません」（堀）

「しかし問題は重要ですから会社で会議を開いた上で返事をします」

(細井)

五、1. 同月二十四日。徳間書店より仮契約書到着。(乙第一号証の一)

堀晃はこの契約書によつて始めて「出版契約」「出版権の設定」「排他的・独占的使用」という文言を知るに至つたのである。

2. 同日 神戸新聞社会部石井幸夫記者が「本屋に(太陽風交点が)ないので、どんな本か見せてほしい」、共同通信社、社会部川崎俊弥記者が「本屋をさがしたが売切れていた」と堀晃のことろへいつて来た。

このS.F.大賞受賞後という大事な時期に単行本「太陽風交点」は店頭に全くなかつたのである。

六 同月二六日夜、細井より堀晃に対して電話があり「先日の件は了承

できないことが会議で決まつた」との連絡があつた。

早川で文庫化を急ぐとか、単行本を増刷する等の話は一切なかつた。

七 同月二九日。徳間文庫の仮契約書に調印。発送（乙第一号証の一）

八 同年二月五日。日本S.F.大賞受賞式のため上京、午後二時半徳間書店を訪問、徳間文庫版「太陽風交点」の最終校正を行つた。

単行本の訂正、加筆箇所は正誤表の通り三九ヶ所。（丙第二号証）

九 同月一七日夜 早川書房今岡より堀晃に対し、始めて文庫本「太陽風交点」出版について電話があり、一方的に次の様に言つて來た。

「『太陽風交点』を早川文庫で二月二八日に出すことになりまし

た」（今岡）

「え、そんなことができるのですか」（堀）

「写真に撮つたものを縮少します」（今岡）

「しかし、あまり急な話なので、どう返事していくか困ります。

とりあえず、そんな話がきたことだけは確かに承つておきますが」

（堀）

一〇 同月一八日。徳間の担当者と電話で相談。

日程的にそのようなことが出来るとは信じられないが、もし進行中だとすれば誤植を直していなければ本が出来てしまうことになるので、

中止を求めた方がよいということになり、内容証明で送ることに

決定。

一一、同月一九日。堀晃は今岡清に対し「太陽風交点文庫本の発行について  
は急な連絡であり了承しかねる」旨の内容証明郵便を発送し、  
発行の中止を書面で求めた。(甲第一号証)

その際、昭和五五年一二月二一日の細井との個人的会話について  
も道義的に配慮してある旨付言した。

一二、同月二十五日。右内容証明郵便に対する返事が今岡より内容証明郵  
便で到着。(丙第三号証)

一三、同月二六日。右返事の内容証明郵便は二月一九日に堀晃が発送し  
た内容証明郵便の内容を誤解しているので堀晃は①契約を交わし  
た覚えはないし、そういうわれるなら、内容を提示して欲しい、②  
著者校正のない本は絶対に出さないで欲しい旨の第二通目の内容

証明郵便を発送して再度「太陽風交点」文庫版の発行の中止を求めた。(甲第二号証)

2. 同日、早川書房より堀晃に対し「太陽風交点(文庫)」の発行申込書が一方的に送付されて来た。(内第四号証)

一四、同月二七日。堀晃は早川書房が文庫本を作製していることに半信半疑であつたが、正式の発行申込書が届いたので、あわてて三通目の内容証明郵便を早川書房に宛てて発送した。(甲第三号証)

前記二通が今岡宛であつたため、早川書房の責任者(これが誰であるかいまだ不明であるが)に届いていないのではないかと心配になり、前記と同様の内容で今度は会社宛に出したものである。

(甲第三号証)

一五 同年三月七日。もし早川書房が前記の様な堀光の申し入れにもかかわらず多數の誤植のある文庫版を強引に発行してしまふのであれば、至急出版の差し止めをする必要があるため徳間書店宛弁護士に対する委任状及び文化庁への登録のために必要な印鑑証明書を発送。

一六 同月一一日。堀光は訴外小松左京氏と会い、小松氏が翌日徳間、早川と三者で話し合うことについて全面的に委任した。

一七 同月二三日。早川側が和解後の経過を日本マガジンに発表する、だめなら午後にも告訴し記者発表をするといつてゐるという内容の電話連絡を堀光は徳間の担当者から受けた。

結局、和解案は成立せず、今後ゆずれない条件として①違法な二

重契約といふ文書のカット ②早川の文庫をそのまま出す場合には正誤表をつける。の二点を提示し、早川からの返事を待つということになつた。

一八 同年四月一五日夜、堀光は読売新聞の記者より電話で「早川が本件訴訟を提起した」ことを知らされた。

「日本S.P.大賞」受賞から本訴訟提起に至るまでの堀光の知り得た詳細な事実は右に述べた通りである。

早川書房と徳間書店との間でいかなる内容の交渉がもたれたかは堀光は直接閲知していないため詳細は徳間書店の主張に譲ることとする。

しかしながら、その間のいかなる事情も、堀光と早川書房との間に「太陽風文庫」文庫本について「出版権設定契約」がはたして成立していた

か否かといつた本件訴訟の問題点には何等影響を及ぼすものではないことを明言して置きたい。

第二 「日本SF大賞」受賞後の原告の行動態様について、

前記事実に即して考察すれば次のようなことが認定される。即ち、

一、原告は、堀晃が「日本SF大賞」を受賞した、昭和五六年一月一四日以前においても又以後においても「太陽風交点」の文庫版を出版するつもりはなかつた。

二、このため原告は堀晃が石大賞を受賞した直後においても文庫版の出版について何等の公式的、具体的申し入れを堀晃に対して行つていない。

(もし原告が文庫版を出版する予定でいたのなら、堀晃に対して

右受賞後直ちに正式な申し入れを行つていたはずである。)

三、たゞ、細井が個人的に文庫版を昭和五六秋頃に発行したいと考えていたに過ぎないのである。(これとて、原告も株式会社である限りその内部の事情によつては発行されないことも大いにあり得ることなのである。)

四、ところが、「日本SF大賞」に受賞したことにより堀晃は一刻も早く著者校正を経た作品が店頭に並び読者の目にふれることを希望し、徳間もそれに応えることが、読者や、著者に対する出版会社の責務であると考へて、早川の動向を見ながら直ちに文庫版出版について準備手続に入り、堀晃との間で文庫版の「出版権設定契約」を書面で締結するに至つた。

五 こうした徳間の動きを知るに至つて始めて原告は焦慮し、何とか

徳間の出版を阻止しようと考へ、堺尾の再三の出版拒否の意思表示を無視して誤植がたくさんあることを知りながら急拵写真縮少版を作製した。(この措置は、多分に政治的意図を含んだボーズから作製したため部数はわずかであると思料される)

六 こうして、徳間書店が「太陽風交点」文庫版の出版権を有効に取扱しており、原告は何等の出版権利も有していないなかつたが、徳間書店が同業者として、事をあくまで穏便に円満に解決したいとの願いから調停の席に着くや、原告は何等の根拠なくして、一方的に自己に都合のよい内容の協定書(甲第四号証)を提示し、この通り同意するようと強くせまり、これに同意が得られないと知

るや敢て本訴を提起するに至つたものである。

原告が何故こうした強硬な態度に出るのか全く理解に苦しむところであるが、恐らく多くのSF作家が早川離れをしてその作品が徳間文庫や角川文庫から出版されるようになつたことに對し危機感を抱いていたところ、堀晃がたまたま弱小の作家であつたために敢てこうした措置をとつたものと思料される。

そして、各種新聞等に自己の都合のよいように事実を曲解した情報を流布せしめ自己を正当化した宣伝をしており、その狙いは極めて政治的である。

そして何故多くのSF作家が早川離れをするようになつたのかについて謙虚に反省するようなことを全くしておらず、今回のように

に筋違いもはなはだしく一作家を相手として訴訟を提起しているのである。

多くの日刊作家が早川離れをするようになつた根本的原因はすべて原告の傲慢な出版姿勢にある。即ち、

（一）責任者が誰であるのか、担当者がどこまでの権限を有しているのか極めて不明確であること。

（二）出版に関する契約の曖昧さ。出版に関する契約についての知識の欠如。書面といえば契約書等一切作成せず、一方的に発行申込書を送付するだけであること。

（三）発行予定日を著作者の意向を無視して、一方的に原告の事情により遅らせることが多く、この点に関して極めてルーズである

こと。

四 その他前述のように出版姿勢をめぐつて多くの作家に不信感を抱かしめるようなことを度々しており、こうした苦情が作家間の間にかなり長遙していること。

などの点が指摘される。

一〇 原告はこうした自らの事情内部に對しては全く目を瞑り、出版界においてある会社で始めて発行された作品が三年以内に他の会社で文庫本として発行されているといった異情を多く知りながら、そうではない慣習があるなどと言い出しているものであつて極めて失当である。

一一 原告のハヤカワ文庫で発行された作家の多くの作品が以前か



ら角川文庫などから発行されているが、原告はこれを問題としておらず默認しており何等訴訟など提起していなし。

一二 田中光二氏や恭村良氏の作品の多くはハヤカワ文庫が発行されからわずか一年位の間隔で角川文庫で発行されている。

以上